

第66回

定時株主総会 招集ご通知

センコン物流株式会社

証券コード：9051

日時

2025年6月27日（金曜日）
午前10時（受付開始：午前9時）

場所

宮城県名取市下余田字中荷672番地の1
センコン物流株式会社
名取本社会議室

■ 決議事項

- 第1号議案 剰余金の処分の件
- 第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）7名選任の件
- 第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件
- 第4号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額改定の件

株主総会お土産について

株主総会ご出席株主様へのお土産の配布はございません。
ご理解賜りますようお願い申し上げます。

証券コード 9051
2025年6月11日
(電子提供措置の開始日2025年6月5日)

株 主 各 位

宮城県名取市下余田字中荷672番地の1
センコン物流株式会社
代表取締役会長兼CEO 久保田 晴 夫

第66回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第66回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の下記ウェブサイトに「第66回定時株主総会招集ご通知」及び「第66回定時株主総会その他の電子提供措置事項(交付書面省略事項)」として電子提供措置事項を掲載しております。

当社ウェブサイト <https://www.senkon.co.jp/ir>

また、上記のほか、インターネット上の下記ウェブサイトにも掲載しております。

東京証券取引所ウェブサイト

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>

上記ウェブサイトにアクセスして、当社名または証券コードを入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/P R 情報」を順に選択のうえ、ご覧ください。

なお、当日ご出席されない場合は、インターネットまたは書面により議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の「株主総会参考書類」をご検討のうえ、「議決権行使についてのご案内」に従って、2025年6月26日(木曜日)午後6時00分までに議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

敬 具

記

- | | | |
|------------|---------|---|
| 1. 日 | 時 | 2025年6月27日(金曜日) 午前10時(受付開始 午前9時)
宮城県名取市下余田字中荷672番地の1
センコン物流株式会社 名取本社会議室
(末尾の「会場ご案内図」をご参照ください。) |
| 2. 場 | 所 | |
| 3. 目 的 事 項 | 報 告 事 項 | |
1. 第66期(2024年4月1日から2025年3月31日まで)事業報告の内容、連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第66期(2024年4月1日から2025年3月31日まで)計算書類の内容報告の件

決 議 事 項

第1号議案

剰余金の処分の件

第2号議案

取締役（監査等委員である取締役を除く。）7名選任の件

第3号議案

監査等委員である取締役3名選任の件

第4号議案

取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額改定の件

以 上

【お願い】

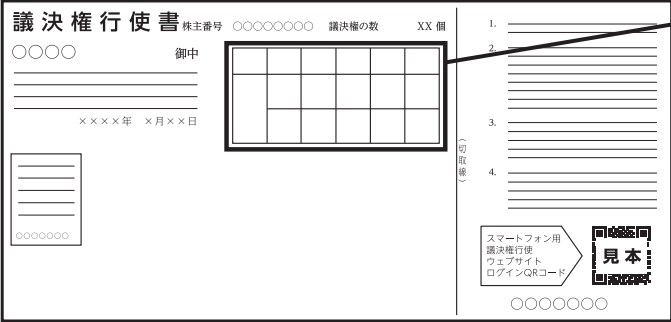
- 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- 株主様へご送付している書面には、法令及び当社定款第14条の規定に基づき、下記の事項を記載しておりません。
 - ・連結株主資本等変動計算書
 - ・連結注記表
 - ・株主資本等変動計算書
 - ・個別注記表
- 電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトにて修正内容を掲載させていただきます。

議決権行使についてのご案内

株主総会における議決権は、株主の皆様の大切な権利です。
後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。
議決権を行使する方法は、以下の3つの方法がございます。

 株主総会にご出席される場合 同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。 日 時 2025年6月27日（金曜日） 午前10時	 書面（郵送）で議決権を行使される場合 同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、ご返送ください。 行使期限 2025年6月26日（木曜日） 午後6時00分到着分まで	 インターネットで議決権を行使される場合 次ページの案内に従って、議案の賛否をご入力ください。 行使期限 2025年6月26日（木曜日） 午後6時00分入力完了分まで
---	---	--

議決権行使書用紙のご記入方法のご案内

	ここに議案の賛否をご記入ください。 第1・4号議案 ● 賛成の場合 >> 「賛」の欄に○印 ● 反対する場合 >> 「否」の欄に○印 第2・3号議案 ● 全員賛成の場合 >> 「賛」の欄に○印 ● 全員反対する場合 >> 「否」の欄に○印 ● 一部の候補者を反対する場合 >> 「賛」の欄に○印をし、反対する候補者の番号をご記入ください。
--	--

※議決権行使書用紙はイメージです。

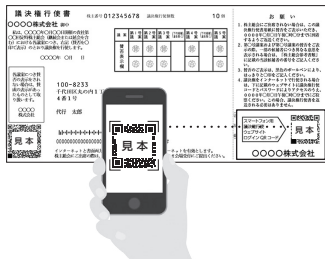
書面（郵送）及びインターネットの両方で議決権行使をされた場合は、インターネットによる議決権行使を有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。
また、インターネットにより複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。
議決権行使書面において、議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。

インターネットによる議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法 「スマート行使」

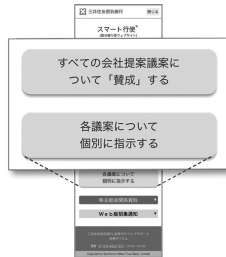
議決権行使コード及びパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトにログインすることができます。

1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



「スマート行使」での議決権行使は1回に限り可能です。

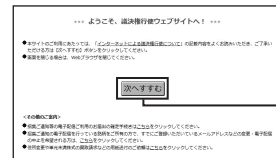
議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがPC向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。
※QRコードを再度読み取っていただくと、PC向けサイトへ遷移できます。

インターネットによる議決権行使でパソコンやスマートフォンの操作方法などが不明な場合は、右記にお問い合わせください。

議決権行使コード・パスワードを入力する方法

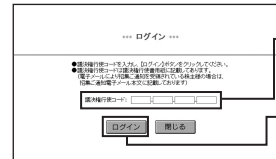
議決権行使ウェブサイト <https://www.web54.net>

1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。



「次へすすむ」をクリック

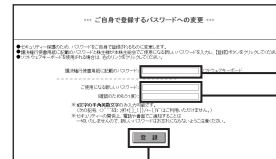
2 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。



「議決権行使コード」を入力

「ログイン」をクリック

3 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力ください。



「パスワード」を入力

実際にご使用になる新しいパスワードを設定してください

「登録」をクリック

4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル
電話番号：0120-652-031（フリーダイヤル）
（受付時間 9：00～21：00）

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

当期の期末配当につきましては、株主の皆様への継続的かつ安定的な配当を実施していくことを基本方針としておりますので、以下のとおり普通株式1株につき7円50銭を配当させていただきたいと存じます。

これにより2024年12月6日に、普通株式1株につき7円50銭を中間配当としてお支払済みですので、当期の年間配当金は普通株式1株につき15円となります。

(1) 配当財産の種類

金銭といたします。

(2) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき金7円50銭	37,287,458円
-------------------	-------------

(3) 剰余金の配当が効力を生ずる日

2025年6月30日

第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）7名選任の件

本総会終結の時をもって取締役（監査等委員である取締役を除きます。以下、本議案において同じです。）全員（7名）が任期満了となりますので、取締役7名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番 号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社の株式数
1	く ぼ た はる お 久 保 田 晴 夫 (1942年2月22日生)	1993年 9 月 当社顧問 1993年11月 当社常務取締役管理副本部長 1995年 3 月 当社代表取締役副社長 1997年 6 月 当社代表取締役社長 1999年 6 月 当社代表取締役会長兼社長兼CEO 2017年 6 月 当社代表取締役会長兼CEO（現任） （重要な兼職の状況） ㈱ホンダカーズ埼玉西代表取締役会長 ㈱センコンエンタープライズ代表取締役会長兼社長 ㈱センコンアグリ宮城代表取締役社長 ㈱センコン・マテリアル代表取締役社長 ■取締役会への出席状況（2024年度）13／13回（100%）	169,500株
		【取締役候補者とする理由】 代表取締役会長兼CEOとして経営の重要事項の決定及び業務執行の監督に十分な役割を果たしており、その豊富な経験と知見に基づき、引き続き代表取締役会長兼CEOとして当社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に活かしていくことを期待し取締役候補者としております。	
2	く ぼ た けん じ 久 保 田 賢 二 (1974年5月21日生)	1999年 4 月 当社入社 2006年 4 月 当社営業本部部長兼第五営業部長 2007年 7 月 当社執行役員事業統括副部長兼第五営業部長 2009年 6 月 当社取締役執行役員第三営業部長 2011年 6 月 当社取締役常務執行役員経営企画室長兼営業副本部長兼第二営業部長 2013年 6 月 当社取締役副社長 2015年 4 月 当社取締役副社長副社長執行役員 2017年 6 月 当社代表取締役社長社長執行役員（現任） ■取締役会への出席状況（2024年度）12／13回（92%）	179,400株
		【取締役候補者とする理由】 代表取締役社長社長執行役員として経営の重要事項の決定及び業務執行の監督に十分な役割を果たしており、その豊富な経験と知見に基づき、引き続き代表取締役社長社長執行役員として当社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に活かしていくことを期待し取締役候補者としております。	

候補者 番 号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社の株式数
3	しば さき とし あき 柴 崎 敏 明 (1962年10月20日生)	1981年 3 月 当社入社 2003年 4 月 当社総務部長 2005年 6 月 当社取締役総務部長 2007年 7 月 当社取締役執行役員法務部長兼管理副本部長 2011年 6 月 当社取締役常務執行役員管理本部長兼法務部長 2016年 7 月 当社常務取締役管理本部長兼内部監査室長 2024年 6 月 当社専務取締役管理本部長兼内部監査室長 (現任) ■取締役会への出席状況 (2024年度) 13/13回 (100%)	14,100株
	【取締役候補者とする理由】 専務取締役として経営の重要事項の決定及び業務執行の監督に十分な役割を果たしており、管理部門における豊富な経験と実績に基づき、引き続き管理本部長兼内部監査室長としてガバナンス強化及び経営全般に係る事項等の役割を期待し取締役候補者としております。		
4	く ぼ た ひで き 久 保 田 秀 揮 (1972年 2月14日生)	2002年11月 (株)ホンダベルノ埼玉南 (現株)ホンダカーズ埼玉西) 入社 2013年 6 月 同社東飯能店長 2016年 6 月 同社オートテラス狭山中央店長 2018年 4 月 同社取締役中古車担当部長 2018年10月 同社取締役中古車営業部長 2020年 2 月 同社取締役総務部長 2020年 6 月 当社取締役 2021年 6 月 当社取締役グループ会社担当 2022年 4 月 (株)ホンダカーズ埼玉西取締役中古車事業部長 2023年 4 月 同社取締役第一事業部中古車部統括部長 2024年 5 月 当社取締役グループ事業統括室担当 (現任) 2025年 4 月 (株)ホンダカーズ埼玉西取締役U-C a r 事業部統括部長 (現任) ■取締役会への出席状況 (2024年度) 12/13回 (92%)	71,000株
	【取締役候補者とする理由】 取締役として経営の重要事項の決定及び業務執行の監督に十分な役割を果たしており、グループ会社の営業・管理部門における豊富な経験と実績に基づき、引き続き取締役としてグループガバナンスの向上及び経営全般に係る事項等の役割を期待し取締役候補者としております。		

候補者 番 号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社の株式数
5	よし かわ じゅん や 吉 川 淳 也 (1968年3月23日生)	2012年 5 月 当社入社 営業開発部長 2015年 4 月 当社執行役員営業副本部長兼本社営業部長 2017年 4 月 当社常務執行役員営業本部長兼フォワーディング事業部長兼AEO管理室長 2021年 4 月 当社専務執行役員営業本部長兼本社事業部長兼AEO管理室長 2021年 6 月 当社取締役専務執行役員営業本部長兼本社事業部長兼AEO管理室長 2024年 4 月 当社取締役専務執行役員国際物流事業管掌、OS（製造／MF）・山形事業部管掌、営業本部長兼AEO管理室長 2025年 4 月 当社取締役専務執行役員GL事業部管掌OS（製造／MF）・山形事業部管掌、営業統括部長兼AEO管理室長（現任） （重要な兼職の状況） 山陰センコン物流㈱代表取締役社長 ■取締役会への出席状況（2024年度）13／13回（100%）	1,000株
	【取締役候補者とする理由】 取締役専務執行役員として経営の重要事項の決定及び業務執行の監督に十分な役割を果たしており、これまでの営業基盤強化及び営業部門における豊富な経験と実績に基づき、引き続きGL事業部管掌、OS（製造／MF）・山形事業部管掌、営業統括部長兼AEO管理室長として営業基盤の拡大や品質向上に向けた施策の推進及び経営全般に係る事項等の役割を期待し取締役候補者としております。		

候補者 番 号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社の株式数
6	はな ざわ そう いち ろう 花 澤 聡 一 郎 (1978年4月14日生)	2001年 4 月 当社入社 2013年 4 月 当社第三営業部長 2019年 4 月 当社執行役員本社営業部・OS事業部統括兼本社営業部長 2021年10月 当社執行役員経営戦略室長 2023年 6 月 当社取締役執行役員経営戦略室長兼営業本部部長 2023年10月 当社取締役執行役員経営戦略室長兼営業本部副本部長兼本社事業部長 2024年10月 当社取締役執行役員OS（医薬／ME）事業部管掌、経営戦略室長兼営業本部副本部長兼本社事業部長 2025年 4 月 当社取締役執行役員OS（医薬／ME）事業部管掌、経営戦略室長兼米穀管理部長兼本社事業部長（現任） ■取締役会への出席状況（2024年度）13／13回（100%）	11,700株
		【取締役候補者とする理由】 取締役執行役員として経営の重要事項の決定及び業務執行の監督に十分な役割を果たしており、これまでの経営戦略及び営業部門における豊富な経験と実績に基づき、引き続きOS（医薬／ME）事業部管掌、経営戦略室長兼米穀管理部長兼本社事業部長として営業基盤の拡大や品質向上に向けた施策の推進及び経営全般に係る事項等の役割を期待し取締役候補者としております。	

候補者 番 号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社の株式数
7	だん まさ よし 團 雅 義 (1965年8月11日生)	1989年 4 月 丸紅㈱入社 1995年 4 月 同社タイバンコック支店勤務 2002年 4 月 同社本社勤務／課長(電子材料ビジネス管掌) 2011年 4 月 同社豪州メルボルン支店支店長 2016年 4 月 同社本社勤務／副部長(化学品・電子材料ビジネス管掌) 2020年 4 月 同社丸紅マレーシア会社社長 2022年 4 月 ㈱A R C A入社常務取締役 2023年 6 月 同社顧問 2023年 6 月 当社社外取締役 2024年 6 月 当社取締役 (現任) ■取締役会への出席状況 (2024年度) 13／13回 (100%)	一株
	【取締役候補者とした理由】 取締役として経営の重要事項の決定及び業務執行の監督に十分な役割を果たしており、これまでの総合商社における海外駐在員や企業経営者としての豊富な経験及び幅広い知見に基づき、引き続き営業基盤の拡大や品質向上に向けた施策の推進及び経営全般に係る事項等の役割を期待し取締役候補者としております。		

- (注) 1. 各取締役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 当社は、役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる法律上の損害賠償金及び訴訟費用を当該保険契約により填補することとしております。候補者は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、次回更新時には当該保険契約を更新する予定であります。

第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

本総会終結の時をもって監査等委員である取締役全員（3名）が任期満了となりますので、監査等委員である取締役3名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案の提出につきましては、監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役の候補者は、次のとおりであります。

候補者 番 号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社の株式数
1	お がしわ かおる 小 柏 薫 (1967年1月7日生) 監査等委員である 取締役在任年数 8年(本株主総会終結時)	1987年 4 月 学校法人東京会計法律学園（現学校法人立志舎）専任講師 1990年10月 (株)新日本証券調査センター経営研究所(現(株)日本投資環境研究所) 入社 1992年12月 税理士登録 2005年 6 月 当社社外監査役 2017年 6 月 当社社外取締役監査等委員（現任） 2019年 5 月 東海カーボン(株)社外監査役（現任） (重要な兼職の状況) 小柏薫税理士事務所代表 東海カーボン(株)社外監査役 ■取締役会への出席状況(2024年度) 13／13回 (100%) ■監査等委員会への出席状況(2024年度) 13／13回 (100%)	一株
	【社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要】 小柏 薫氏を監査等委員である取締役候補者とした理由は、税理士の資格を有し、また、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しており、当社の事業内容にも精通していることから、経営を適切に監督いただいております。当社はその経験・能力を高く評価しており、同氏が社外取締役に選任された場合の役割として、その知見を活かした監督とアドバイスを行っていただくことが期待されるため、引き続き監査等委員である社外取締役として選任をお願いするものであります。		

候補者 番 号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社の株式数
2	さ と う ゆ う い ち 佐 藤 裕 一 (1954年11月21日生) 監査等委員である 取締役在任年数 8年(本株主総会終結時)	1985年 4 月 弁護士登録 1988年 5 月 佐藤裕一法律事務所開設 2001年 7 月 宮城県人事委員会委員（現任） 2002年 4 月 仙台弁護士会副会長 2004年 4 月 東北大学法科大学院教授 2007年 9 月 弁護士法人杜協同阿部・佐藤法律事務所（現弁 護士法人杜協同法律事務所）設立 2010年 8 月 宮城県立病院機構評価委員会委員（現任） 2016年 5 月 東北医科薬科大学病院倫理・治験委員会委員 （現任） 2017年 6 月 当社社外取締役監査等委員（現任） 2020年 9 月 弁護士法人杜協同法律事務所代表社員弁護士就 任（現任） 2022年 4 月 東北大学医療安全監査委員会委員（現任） 2023年 5 月 独立行政法人国立病院機構北海道東北グループ ハラスメント調査委員会委員長（現任） (重要な兼職の状況) 弁護士法人杜協同法律事務所代表社員弁護士 ■取締役会への出席状況(2024年度) 13／13回 (100%) ■監査等委員会への出席状況(2024年度) 13／13回 (100%)	一株
【社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要】 佐藤裕一氏を監査等委員である取締役候補者とした理由は、弁護士の資格を有し、また、法令に関する相当程度の知見を有しており、社外取締役として、経営を適切に監督いただいております。当社はその経験・能力を高く評価しており、同氏が社外取締役に選任された場合の役割として、その知見を活かした監督とアドバイスを行っていただくことが期待されるため、引き続き監査等委員である社外取締役として選任をお願いするものであります。			

候補者 番 号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社の株式数
3	かわ だ ます ぞう 川 田 増 三 (1945年2月18日生) 監査等委員である 取締役在任年数 4年(本株主総会終結時)	1963年 4 月 (株)キヤノンカメラ（現キヤノン(株)）入社 1965年 4 月 向島公認会計士事務所入所 1972年 3 月 公認会計士登録 1974年 7 月 監査法人中央会計事務所（後のみすず監査法人）入所 1993年 9 月 同所代表社員就任 2007年 8 月 清和監査法人（現 R S M清和監査法人）シニアパートナー就任 2019年 8 月 史彩監査法人社員就任 2021年 6 月 当社社外取締役監査等委員（現任） ■取締役会への出席状況(2024年度) 10/13回 (76%) ■監査等委員会への出席状況(2024年度) 10/13回 (76%)	一株
	【社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要】 川田増三氏を監査等委員である取締役候補者とした理由は、公認会計士の資格を有し、また、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しており、長年にわたり監査法人の要職を歴任しています。当社はその経験・能力を高く評価しており、同氏が社外取締役に選任された場合の役割として、その知見を活かした監督とアドバイスをいただくことが期待されるため、引き続き監査等委員である社外取締役として選任をお願いするものであります。		

- (注) 1. 各監査等委員である取締役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 小柏 薫氏、佐藤裕一氏及び川田増三氏は、監査等委員である社外取締役候補者であります。
3. 小柏 薫氏、佐藤裕一氏及び川田増三氏は、東京証券取引所（スタンダード市場）が指定を義務付ける一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員として届け出ております。各氏が再任された場合は、当社は引き続き各氏を独立役員とする予定であります。
4. 小柏 薫氏、佐藤裕一氏及び川田増三氏は、当社との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償の限度額は法令が規定する最低責任限度額であります。各氏の再任が承認された場合は、当社は各氏との間で上記責任限定契約を継続する予定であります。
5. 当社は、役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる法律上の損害賠償金及び訴訟費用を当該保険契約により填補することとしております。候補者は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、次回更新時には当該保険契約を更新する予定であります。

第4号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額改定の件

当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額は、2017年6月29日開催の第58回定時株主総会において、年額144百万円以内と決議いただき今日に至っておりますが、当時は取締役が4名、現在は7名と3名増加していることや将来の増員に備えるとともに、今般、コーポレートガバナンスの強化に伴う取締役の責務や期待される役割が拡大しており、また、今後の経済情勢や当社グループを取り巻く経営環境の変化等を総合的に勘案し、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額を年額250百万円以内と改めさせていただきますと存じます。

また、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額には、従来どおり使用人兼務取締役の使用人分給与は含まないものとしたしたいと存じます。

本議案は、上記の事情及び事業報告27ページおよび28ページに記載の当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を勘案して取締役会で決定していることから、内容は相当であると判断しております。

以 上

＜ご参考＞

本招集ご通知記載の候補者を原案どおりにご選任いただいた場合の取締役のスキルマトリックスは以下のとおりとなります。

No	役員	氏 名	企業経営	営業 マーケ ティング	法務 コンプライ アンス リスク管理	財務 会計	労務管理 人材開発	グローバル ビジネス	ＩＴ デジタル
1	取締役	久保田 晴夫	●	●	●	●	●	●	
2	取締役	久保田 賢二	●	●	●	●	●		●
3	取締役	柴崎 敏明	●		●	●	●		
4	取締役	久保田 秀揮	●	●	●		●		
5	取締役	吉川 淳也	●	●	●		●	●	
6	取締役	花澤 聡一郎	●	●	●		●		●
7	取締役	團 雅義	●	●	●		●	●	
8	取締役 監査等委員	小柏 薫			●	●			
9	取締役 監査等委員	佐藤 裕一			●		●		
10	取締役 監査等委員	川田 増三			●	●			

- (注) 1. 全員が、本招集ご通知記載の候補者であります。
2. 取締役監査等委員は、全員独立社外取締役であります。
3. 本表は、各取締役の有する全てのスキルを表すものではありません。

事業報告

(2024年4月1日から
2025年3月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、個人消費や設備投資といった内需を中心に底堅く推移しましたが、エネルギーや原材料価格の高止まり及び不安定な為替相場に加え、中国経済の低迷、中東情勢等の地政学的リスクの高まり、米国トランプ政権による関税政策の動向など、依然として先行き不透明な状況が続きました。

当社グループを取り巻く経営環境におきましては、物流事業において国内貨物輸送量が低調に推移している中で、人手不足や燃料費の高止まりなどに加え、乗用車販売事業においては自動車整備要員の深刻な人手不足に直面していることもあり、企業活動を取り巻く環境は依然として厳しい状況が続いております。

このような経営環境のなかで当社グループは、引き続き各事業分野において社会環境等の変化や顧客ニーズに対応したソリューション型の営業活動及びC S（顧客満足度）活動を展開するとともに、継続した3 P L（企業物流の包括的受託）事業、アウトソーシング事業、フォワーディング事業、レコードマネジメントサービス事業及びトランクルーム事業の専門化に注力し、各事業分野における新たな領域での戦略を推進しながら、事業の伸長に努めてまいりました。

この結果、当連結会計年度の営業収益は、運送事業において精密機械等の輸送量及び倉庫事業において食品・米穀等の受注高が増加したことに加え、乗用車販売事業においては新車及び中古車販売台数が増加し、また、サービス部門（車検・点検修理等）の取扱いも堅調に推移したことにより、18,824百万円（対前年同期比107.3%）となりました。利益面におきましては、増収効果などにより、営業利益は813百万円（対前年同期比145.0%）、経常利益は935百万円（対前年同期比159.0%）、親会社株主に帰属する当期純利益は506百万円（対前年同期比131.9%）となりました。

なお、事業の種類別セグメントの業績は、次のとおりであります。

(運送事業)

運送事業につきましては、精密機械及び化学製品等の輸送量が増加したことなどにより、営業収益は4,842百万円（対前年同期比105.2%）となりました。営業利益は、増収効果と自社トラック輸送の粗利益率が向上したことなどにより、156百万円（対前年同期比627.4%）となりました。

(倉庫事業)

倉庫事業につきましては、食品・米穀及び農業機械等の受注高が増加したことなどにより、営業収益は4,136百万円（対前年同期比106.9%）となりました。営業利益は、増収効果と既設倉庫のメンテナンス費用が減少したことなどにより、773百万円（対前年同期比106.8%）となりました。

(乗用車販売事業)

乗用車販売事業につきましては、新車及び中古車販売台数が増加したことに加え、サービス部門（車検・点検修理等）の取扱いも堅調に推移したことにより、営業収益は9,481百万円（対前年同期比112.4%）となりました。営業利益は、増収効果により、423百万円（対前年同期比145.5%）となりました。

(再生可能エネルギー事業)

再生可能エネルギー事業につきましては、新たに小型風力発電設備（4基）が稼働しましたが、太陽光発電設備において東北電力管内での出力制御が影響し、営業収益は228百万円（対前年同期比98.4%）となりました。営業利益は、減収の影響と太陽光発電設備のメンテナンス費用の増加及び落雷による小型風力発電設備の修繕等により、53百万円（対前年同期比73.5%）となりました。

(その他の事業)

その他の事業につきましては、不動産事業において販売物件及び仲介手数料が減少したことなどにより、営業収益は235百万円（対前年同期比48.5%）となりました。営業損益は、減収の影響と採石事業において在庫製品の簿価切り下げ及び損益分岐点に到達するまでの販売数量を確保できなかったことなどにより、58百万円の損失（前年同期は41百万円の損失）となりました。

(2) 設備投資の状況

当連結会計年度中に実施いたしました設備投資の総額はリースを含めて973百万円であり、その主な内容は次のとおりであります。

①当連結会計年度中に実施した主要な設備投資

運送事業…輸送車両の取得

倉庫事業…東根第二物流センター取得、金ヶ崎物流センター外壁工事、R M事業部第二センター照明工事

②継続中の設備

乗用車販売事業…U-C a r 入間店新設

(3) 資金調達の状況

当連結会計年度中に実施いたしました設備投資の所要資金は、自己資金と金融機関からの借入金で賄いました。

(4) 対処すべき課題

今後の当社グループを取り巻く経営環境におきましては、人手不足や燃料費の高止まりなどに加え、少子高齢化による人口減少や消費者行動の変化がもたらす自動車生産・販売台数の減少など、先行き不透明な状況が続くものと思われます。

このような経営環境のなかで当社グループは、引き続き社会環境等の変化や顧客ニーズに対応したソリューション型の営業活動及びC S（顧客満足度）活動の展開を図るとともに、物流の起点である現場業務の効率化や最適化を基本に企業間物流においては、徹底的な専門化に取り組む一方、個人向け型の事業モデルの構築を進め事業領域の拡大に努めながら、E S（従業員満足度）経営を意識した労働環境の改善、プロフェッショナルの育成、安全教育、安全管理及び内部管理体制の充実に取り組んでまいります。

また、利益向上に向け当社グループ間での情報共有を密に行いながら、事業ポートフォリオの最適化を追求し、経営資源の有効活用と適切な配分を行い資産の効率化と財務の健全化を図っていく所存であります。

(5) 財産及び損益の状況の推移

区 分	第63期 (2022年3月期)	第64期 (2023年3月期)	第65期 (2024年3月期)	第66期 (当連結会計年度) (2025年3月期)
営 業 収 益 (千円)	16,727,466	16,249,195	17,543,417	18,824,835
経 常 利 益 (千円)	814,203	802,429	588,079	935,308
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益 (千円)	489,572	522,122	383,878	506,407
1株当たり当期純利益 (円)	95.05	102.99	76.70	101.65
総 資 産 (千円)	17,539,372	17,548,215	18,029,245	18,836,671
純 資 産 (千円)	5,012,119	5,399,003	5,760,651	6,123,975

(6) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会 社 名	資本金	議決権比率	主要な事業内容
(株) ホンダカーズ埼玉西	90,000千円	83.5%	乗用車販売事業
(株) センコンエンタープライズ	30,000	100.0	乗用車販売事業、再生可能エネルギー事業、不動産事業、リース事業、葬祭事業、採石事業

③ 当連結会計年度末日における特定完全子会社の状況

該当事項はありません。

(7) 主要な事業内容 (2025年3月31日現在)

運送事業	一般貨物自動車運送事業、貨物運送取扱事業、国際航空海上貨物取扱業、3 P L (企業物流の包括的受託) 事業
倉庫事業	倉庫業、通関業、3 P L (企業物流の包括的受託) 事業、商物一体物流サービス事業
乗用車販売事業	本田技研工業(株)製造車両の仕入・販売・修理、他メーカーの新・中古自動車の仕入・販売・修理事業
再生可能エネルギー事業	太陽光発電事業、小型風力発電事業
その他の事業	不動産事業、リース事業、物流機器等の仕入・販売事業、葬祭事業、採石事業

(8) 主要な営業所（2025年3月31日現在）

① 当社

仙 台 本 社	(宮城県仙台市青葉区)	金ヶ崎物流センター	(岩手県胆沢郡金ヶ崎町)
名 取 本 社	(宮城県名取市)	盛 岡 営 業 所	(岩手県紫波郡矢巾町)
本 社 営 業 所	(宮城県名取市)	秋 田 営 業 所	(秋田県秋田市)
仙台空港営業所	(宮城県名取市)	山 形 営 業 所	(山形県天童市)
RM事業部第一センター	(宮城県仙台市太白区)	東根物流センター	(山形県東根市)
仙 台 港 営 業 所	(宮城県仙台市宮城野区)	東根第二物流センター	(山形県東根市)
RM事業部第二センター	(宮城県名取市)	福 島 営 業 所	(福島県本宮市)
古 川 営 業 所	(宮城県大崎市)	新 潟 営 業 所	(新潟県北蒲原郡聖籠町)
仙台北部ロジスティクスセンター	(宮城県黒川郡大和町)	RM事業部第六センター	(群馬県邑楽郡千代田町)
北 上 営 業 所	(岩手県北上市)	東 京 営 業 所	(東京都江東区)
花 巻 営 業 所	(岩手県花巻市)		

(注) 登記上の本店所在地は、名取本社（宮城県名取市下余田字中荷672番地の1）となります。

② 主要な子会社

(株)ホンダカーズ埼玉西

本社（埼玉県狭山市）

(株)センコンエンタープライズ

本社（宮城県名取市）

(9) 従業員の状況（2025年3月31日現在）

従業員数	前期末比増減
449名	1名増

（注） 上記の従業員数には、臨時従業員152名（嘱託、パートタイマー、アルバイト）は含んでおりません。

(10) 主要な借入先（2025年3月31日現在）

借入先	借入金残高
(株) 七 十 七 銀 行	1,986,800千円
農 林 中 央 金 庫	792,800
(株) 商 工 組 合 中 央 金 庫	543,000
(株) 東 邦 銀 行	528,008
(株) 山 形 銀 行	479,320

2. 会社の株式に関する事項（2025年3月31日現在）

- | | |
|--------------|-----------------------------|
| (1) 発行可能株式総数 | 21,712,000株 |
| (2) 発行済株式の総数 | 5,651,000株（自己株式679,339株を含む） |
| (3) 株主数 | 1,860名 |
| (4) 大株主 | |

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
ロ ジ ス テ ィ ー ド (株)	500,000株	10.06%
久 保 田 純 子	492,024	9.90
花 澤 隆 太	465,677	9.37
(株) 富士ロジテックホールディングス	452,000	9.09
(株) プロフィットイノベーション	275,700	5.55
久 保 田 賢 二	179,400	3.61
久 保 田 晴 夫	169,500	3.41
(株) 七 十 七 銀 行	148,000	2.98
(有) ハ ナ ザ ワ ・ コ ー サ ン	79,779	1.60
久 保 田 秀 揮	71,000	1.43

- (注) 1. 当社は自己株式（679,339株）を保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。
2. 持株比率は自己株式（679,339株）を控除して計算し、小数点第3位以下を四捨五入して表示しております。

(5) その他株式に関する重要な事項

① 自己株式の取得

1. 2024年2月9日開催の取締役会決議に基づく自己株式の取得

- | | | |
|------------------|------------------------|---------|
| (1) 取得した株式の種類及び数 | 普通株式 | 5,600株 |
| (2) 取得価額の総額 | | 5,167千円 |
| (3) 取得期間 | 2024年2月13日～2024年12月31日 | |
| (4) 取得方法 | 東京証券取引所における市場買付け | |

2. 2025年2月12日開催の取締役会決議に基づく自己株式の取得

- | | | |
|------------------|------------------------|---------|
| (1) 取得した株式の種類及び数 | 普通株式 | 8,000株 |
| (2) 取得価額の総額 | | 8,160千円 |
| (3) 取得期間 | 2025年2月13日～2025年12月31日 | |
| (4) 取得方法 | 東京証券取引所における市場買付け | |

3. 会社の新株予約権等に関する事項

(1) 当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権等の状況

2024年3月15日開催の取締役会の決議による新株予約権

- ① 新株予約権の払込金額 払込を要しない
- ② 新株予約権の行使価額 1個につき91,400円
- ③ 新株予約権の行使条件
 - ア. 新株予約権の割当てを受けた者（以下、「新株予約権者」という。）は、権利行使時においても、当社または当社子会社の取締役、執行役員、及び従業員のいずれかの地位にあることを要するものとする。ただし、任期満了による退任、定年退職、会社都合による退任・退職、業務上の疾病に起因する退職、及び転籍その他正当な理由の存する場合に限り権利行使をなしうるものとする。
 - イ. 新株予約権者が権利行使期間到来前に死亡した場合は、新株予約権の相続を認めないものとする。ただし、新株予約権者が権利行使期間開始後に死亡した場合に限り、その権利承継者がこれを行行使できるものとする。権利承継者につき相続が開始された場合、その相続人は新株予約権を承継しない。
 - ウ. その他の条件については、取締役会決議に基づき、別途当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。
- ④ 新株予約権の行使期間 2026年3月16日から2034年3月15日まで
- ⑤ 当社役員の保有状況

	新株予約権の数	目的となる株式の種類及び数	保有者数
取締役（監査等委員及び社外取締役を除く）	2,000個	普通株式 200,000株	6名

(2) 当事業年度中に職務執行の対価として当社使用人等に交付した新株予約権等の状況
2024年3月15日開催の取締役会決議による新株予約権

- ① 新株予約権の払込金額 払込を要しない
- ② 新株予約権の行使価額 1個につき91,400円
- ③ 新株予約権の行使条件
 - ア. 新株予約権の割当てを受けた者（以下、「新株予約権者」という。）は、権利行使時においても、当社または当社子会社の取締役、執行役員、及び従業員のいずれかの地位にあることを要するものとする。ただし、任期満了による退任、定年退職、会社都合による退任・退職、業務上の疾病に起因する退職、及び転籍その他正当な理由の存する場合に限り権利行使をなしうるものとする。
 - イ. 新株予約権者が権利行使期間到来前に死亡した場合は、新株予約権の相続を認めないものとする。ただし、新株予約権者が権利行使期間開始後に死亡した場合に限り、その権利承継者がこれを行行使できるものとする。権利承継者につき相続が開始された場合、その相続人は新株予約権を承継しない。
 - ウ. その他の条件については、取締役会決議に基づき、別途当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。
- ④ 新株予約権の行使期間 2026年3月16日から2034年3月15日まで
- ⑤ 当社使用人等への交付状況

	新株予約権の数	目的となる株式の種類及び数	交付対象者数
当社使用人	1,000個	普通株式 100,000株	58名

(3) その他新株予約権等に関する重要な事項
該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項（2025年3月31日現在）

（1）取締役の氏名等

地 位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代 表 取 締 役 会 長 兼 CEO	久保田 晴 夫	(株)ホンダカーズ埼玉西代表取締役会長、(株)センコンエンタープライズ代表取締役会長兼社長、(株)センコンアグリ宮城代表取締役社長、(株)センコン・マテリアル代表取締役社長
代表取締役社長社長執行役員	久保田 賢 二	
専 務 取 締 役	柴 崎 敏 明	管理本部長、内部監査室長
取 締 役	久保田 秀 揮	グループ事業統括室担当
取 締 役 専 務 執 行 役 員	吉 川 淳 也	国際物流事業管掌、OS（製造／MF）・山形事業部管掌、営業本部長、AEO管理室長、山陰センコン物流(株)代表取締役社長
取 締 役 執 行 役 員	花 澤 聡一郎	OS（医薬／ME）事業部管掌、経営戦略室長、営業本部副本部長、本社事業部長
取 締 役	團 雅 義	
取 締 役（監 査 等 委 員）	小 柏 薫	小柏薫税理士事務所代表、東海カーボン(株)社外監査役
取 締 役（監 査 等 委 員）	佐 藤 裕 一	弁護士法人杜協同法律事務所代表社員弁護士
取 締 役（監 査 等 委 員）	川 田 増 三	

- （注）1. 取締役（監査等委員）小柏 薫、佐藤裕一及び川田増三の各氏は、社外取締役であり、東京証券取引所が指定を義務付ける一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員として届け出ております。
2. 取締役（監査等委員）小柏 薫氏は、税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
3. 取締役（監査等委員）佐藤裕一氏は、弁護士の資格を有しており、企業法務に関する相当程度の知見を有しております。
4. 取締役（監査等委員）川田増三氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
5. 当社は監査等委員会の職務を補助するものとして、監査等委員会事務局を設置し、重要会議等を通じて情報の収集を行うほか、内部統制システムを通じた組織的監査を実施することにより監査の実効性を確保していることから、常勤の監査等委員を選任しておりません。

6. 当社は経営意思決定の迅速化及び経営責任の明確化を図るため、執行役員制度を導入しております。当期末における取締役を兼務している執行役員以外の執行役員は次のとおりであります。

地 位	氏 名	担 当
常 務 執 行 役 員	見 崎 以知郎	R M事業部管掌
常 務 執 行 役 員	成 田 浩 憲	安全品質部長
執 行 役 員	佐 藤 義 則	東北事業部長、運輸部長
執 行 役 員	齋 藤 充 彦	管理本部部長、総務部長
執 行 役 員	相 原 香 織	管理本部部長、人事部長

7. 2025年4月1日付で、執行役員1名の減員及び担当に異動がありました。

地 位	氏 名	担 当
常 務 執 行 役 員	見 崎 以知郎	R M事業部管掌
執 行 役 員	佐 藤 義 則	東北事業部長、運輸部長
執 行 役 員	齋 藤 充 彦	管理本部部長、安全品質部長、総務部長
執 行 役 員	相 原 香 織	管理本部部長、人事部長

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、社外取締役（監査等委員）小柏 薫、佐藤裕一及び川田増三の各氏と会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償の限度額は法令が規定する最低責任限度額であります。

(3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、役員等がその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずる損害を当該保険契約により填補することとしております。

当該役員等賠償責任保険契約の被保険者は当社取締役、監査等委員、執行役員等の主要な業務執行者及び当社グループ会社役員であり、全ての被保険者について、その保険料を全額当社が負担しております。但し、法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害は填補されないなど、一定の免責事由があります。

(4) 取締役の報酬等の額

区 分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額 (千円)			対象となる 役員の員数 (名)
		固定報酬	業績連動報酬等	非金銭報酬等	
取締役（監査等委員を除く） （うち社外取締役）	154,317 (325)	141,954 (325)	—	12,363 (—)	7 (1)
取 締 役（監 査 等 委 員） （うち社外取締役）	9,100 (9,100)	9,100 (9,100)	—	—	3 (3)
合 計 （うち社外取締役）	163,417 (9,425)	151,054 (9,425)	—	12,363 (—)	10 (4)

(注) 1. 2017年6月29日開催の第58回定時株主総会決議による限度額

取締役（監査等委員を除く） 4名 年額 144,000千円

取締役（監査等委員） 3名 年額 24,000千円

2. 上記1.とは別枠で2023年6月29日開催の第64回定時株主総会において、ストックオプション報酬として年額50,000千円以内、取締役に付与する新株予約権数上限2,000個以内、新株予約権1個当たりの目的である株式の数を100株と決議しております。当該株主総会終結時点の取締役（監査等委員及び社外取締役を除く。）の員数は7名です。

3. 非金銭報酬等は、ストックオプションとして付与した新株予約権に係る当事業年度中の費用計上額であります。

4. 非金銭報酬等の内容は新株予約権（ストックオプション）であり、割当ての際の条件等は、「3. 会社の新株予約権等に関する事項」に記載のとおりであります。

5. 上記報酬等の額その他、使用人兼務取締役の使用人給と相当額25,973千円を支給しております。

6. 上記報酬等の額の固定報酬に、当事業年度において費用計上した役員退職慰労引当金繰入額21,334千円（取締役（監査等委員を除く）20,634千円、取締役（監査等委員）700千円）を含めております。

7. 上記報酬等の額その他、2024年6月27日開催の第65回定時株主総会決議に基づき、役員退職慰労金を退任取締役1名に対して1,180千円を支給しております。

(5) 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針等

本方針は、当社取締役会において決定しております。

① 基本方針

当社取締役の報酬等は、企業価値の持続的な向上を図ることを目的に、個々の取締役の報酬等の決定に際しては、各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針とし、具体的には職務執行の対価として毎月固定額を支給する「月次報酬」、各事業年度の業績等を勘案して支給する「賞与」、在任中の功労に報いるため支給する「退職慰労金」としての基本報酬及び非金銭報酬等により構成されるものとする。

② 月次報酬の個人別報酬額の決定に関する方針

当社取締役の月次報酬は、月例の固定報酬とし、役位、職責、在任年数、当社の業績及び担当領域のグループ経営への大きさを総合的に勘案し、株主総会により決定した取締役報酬の範囲内で、取締役（監査等委員である取締役を除く。）は取締役会の決議により決

定するものとする。

③ 取締役の賞与の内容及び額の決定に関する方針

当社取締役の賞与は、各事業年度の当社及び当社グループの業績並びに貢献度、その他諸般の事情を総合的に勘案し、賞与を支給する場合、株主総会において支給対象となる取締役及び支給総額を決定し、その後に取り締役会において個人別の支給額及び支給時期を決定するものとする。

④ 取締役の非金銭報酬等の内容及び額もしくは数またはその算定方法の決定方針

非金銭報酬等として、業績向上に対する意欲、士気を一層高め、更なる企業価値の向上を図ることを目的とし、②の取締役報酬とは別枠で、株主総会により決定した株式報酬額の範囲内で、ストックオプションとして発行する新株予約権を付与する。また、付与数は役位に応じて決定するものとする。

⑤ 取締役の個人別報酬における基本報酬の額、非金銭報酬等の額の割合の決定方針

当社取締役の基本報酬の額または非金銭報酬等の額の各取締役の報酬等の額に対する割合については、役位、職責、在任年数等を総合的に勘案し決定するものとする。

⑥ 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項

当社取締役（監査等委員である取締役を除く。）の個人別の報酬額については、取締役会決議に基づき代表取締役会長兼CEOの久保田晴夫がその具体的内容について委任を受けるものとし、本権限を委任した理由は、当社全体の業績を俯瞰しつつ、各取締役の担当業務の評価においても適切な判断が可能であると考えているためであり、その権限の内容は、各取締役の基本報酬の額及び各取締役の担当事業等の業績等を踏まえた賞与の評価配分とする。

また、退任取締役に対し、在任中の功労に報いるため、退職慰労金を支給する場合、株主総会において当社における一定の基準に従い、相当額の範囲内で退職慰労金を支給することを決議し、その具体的金額、支給の時期及び方法等については、取締役（監査等委員である取締役を除く。）は取締役会の協議により決定するものとする。

当事業年度に係る取締役（監査等委員であるものを除く。）の個人別の報酬等の内容については、取締役会は、決定の概要につき報告を受け、その報告内容を基本方針と照らし合わせ、これに沿うものと判断しております。

5. 社外役員に関する事項

(1) 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該法人等との関係

① 社外取締役（監査等委員）小柏 薫氏は、小柏薫税理士事務所の代表及び東海カーボン（株）の社外監査役を兼職しております。当社と同事務所及び同社との間に取引関係はありません。

② 社外取締役（監査等委員）佐藤裕一氏は、弁護士法人杜協同法律事務所の代表社員弁護士を兼職しております。当社と同事務所との間で顧問契約を締結しておりますが、その顧問料は僅少であります。

(2) 主要取引先等特定関係事業者との関係

該当事項はありません。

(3) 当事業年度における主な活動状況

区 分	氏 名	出席状況、発言状況及び 社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要
社 外 取 締 役 (監査等委員)	小 柏 薫	当事業年度に開催された取締役会13回のうち13回、また監査等委員会13回のうち13回に出席し、主に税理士としての専門的見地から、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。
社 外 取 締 役 (監査等委員)	佐 藤 裕 一	当事業年度に開催された取締役会13回のうち13回、また監査等委員会13回のうち13回に出席し、主に弁護士としての専門的見地から、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。
社 外 取 締 役 (監査等委員)	川 田 増 三	当事業年度に開催された取締役会13回のうち10回、また監査等委員会13回のうち10回に出席し、主に公認会計士としての専門的見地から、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。

(注) 上記の取締役会の開催回数のほか、取締役会があったものとみなす書面決議が（1回）ありました。

6. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称 R S M清和監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

① 公認会計士法第2条第1項の業務に係る報酬等の額

30,000千円

② 当社及び当社子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額

30,000千円

(注) 1. 会計監査人の報酬等について監査等委員会が同意した理由

監査等委員会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠などが適切であるか確認し、検討した結果、会計監査人の報酬等について会社法第399条第1項の同意を行っております。

2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当該事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

(3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

当社監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合には、監査等委員全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任した旨及び解任の理由を解任後最初に招集される株主総会において報告いたします。

また、当社監査等委員会は、会計監査人の職務の執行状況や当社の監査体制等を勘案して会計監査人の変更が必要であると認められる場合には、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

7. 会社の体制及び方針

業務の適正を確保する体制

当社は、会社法及び会社法施行規則に定める「業務の適正を確保するための体制」について、取締役会において決議しております。その概要は以下のとおりであります。

(1) 取締役・使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

取締役を含む役職員が法令及び定款を遵守し、健全な社会規範の下にその職務を執行するため、「企業倫理規程」を定める。

また、その周知徹底を図るため、法務部門の強化を行い、コンプライアンス体制の整備と充実に努め、代表取締役社長を委員長とした各部門の本部長等を構成員とする「リスク管理委員会」を最低年1回開催し、倫理規程の見直しその他、職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための方策について見直しや対応を検討する。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の意思決定及び職務の執行、取締役への報告等に関する重要な情報については、社内規程に従うほか、法令に準拠した適切な保管・管理を行う。

また、取締役は、常時、これを閲覧できるものとする。

(3) 損失の危機の管理に関する規程その他の体制

当社及び子会社の財務、法務、環境、情報セキュリティ、災害等に関するリスクについては、それぞれの担当部署にて、社内規程・業務マニュアル等を作成・配布し、必要に応じて研修の実施を行うものとする。

また、リスク情報を集約し、職務執行への活用を図るとともに、緊急事態が生じた場合、速やかに対応責任者となる担当取締役を定め、損失の危機に迅速に対応する体制を構築する。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

① 取締役会を毎月1回開催し、法令に定められた事項や経営に関する重要事項について審議、決定するとともに、取締役の職務執行の状況について監督する。

- ② 経営戦略等の重要事項の意思決定のプロセスは、事前に常務会や経営会議を活用し、十分な議論を重ねて執行決定を行うものとする。
 - ③ 「組織・業務分掌規程」及び「職務権限規程」等の社内規程に基づき、権限の委譲が行われ、各レベルの責任者が適正かつ効率的に職務の執行が行われる体制を確保する。
- (5) 当社及びその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
- ① 当社は子会社の事業戦略に基づく意思決定及び業務の適正を確保するため「グループ会社管理規程」を定め、この規程に従い所管部署が適正に管理し、内部監査室が「内部監査規程」に基づき、子会社の監査を行う。
 - ② 子会社については、経営の自主性を尊重しつつ、子会社の業務及び取締役等の職務の執行に係る状況を定期的に当社の取締役会に報告し、重要な案件については、事前協議を行い当社の承認を要する体制とする。
- (6) 監査等委員会の職務を補助すべき使用人に関する事項及び当該使用人の取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの独立性に関する事項並びに当該使用人に対する監査等委員会の指示の実効性の確保に関する事項
- ① 監査等委員会は、必要に応じて監査等委員の業務補助のため補助者を置くこととし、その人事については監査等委員会の同意のもと、取締役会が決定し、取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの独立を確保する。
 - ② 当該使用人が他部署の使用人を兼務する場合は、監査等委員会に係る業務を優先して従事するものとする。また、兼務する他部署の上長及び取締役（監査等委員である取締役を除く。）は、当該業務の遂行にあたって要請があった場合は、必要な支援を行う。
- (7) 取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び使用人が監査等委員会に報告するための体制及び報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
- ① 監査等委員は、取締役会のほか、重要な意思決定のプロセス及び業務の執行状況を把握するため、その他の重要な会議に出席するとともに、主要な稟議書や業務執行に関する重要な文書を閲覧し、必要に応じて取締役（監査等委員である取締役を除く。）又は使用人にその説明を求めることとする。

- ② 当社及び子会社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）、使用人等は、次のような当社及び子会社に重大な影響を及ぼす事項が発生又はその恐れがある場合は、速やかに監査等委員会に報告する。
- ・財務及び事業に重大な影響を及ぼす事項
 - ・重大な法令・定款違反
 - ・その他コンプライアンス上重大な事項
- ③ 監査等委員会に対して前号の報告を行ったことを理由として、当該報告者は何ら不利益な取扱いを受けないものとする。
- (8) 監査等委員の職務の執行について生ずる費用の前払い又は償還の手続きその他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
監査等委員がその職務の執行について生ずる費用の前払い又は償還等の請求をしたときは、当該監査等委員の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理する。
- (9) その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制
監査等委員は、取締役会のほか、重要な会議に出席し意見を述べるとともに、代表取締役及び会計監査人並びに内部監査人と定期的に会合をもち、会社が対処すべき課題、監査等委員会の監査の状況、監査上の重要課題等について意見交換し、併せて必要と判断される要請を行う。

[反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況]

- (1) 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方
当社は、反社会的勢力との関係を根絶することを基本的な方針としており、企業倫理規程及び行動基準細則に「社会の秩序や企業の健全な活動に脅威を与える反社会的な勢力に対して、経済的な利益は供与しない」と定め、全社的に取り組んでいる。
- (2) 反社会的勢力排除に向けた整備状況
- ・具体的な対応に関してはマニュアル等を整備し、対応手順を明確にしている。
 - ・万が一問題が生じた場合、対応統括部署である総務部が顧問弁護士や所轄警察署等の専門家に相談のうえ、適切に対処するようにしている。

[業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要]

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は以下のとおりであります。

(1) 内部統制システム全般

当社及び子会社の内部統制システム全般の整備・運用状況を当社の内部監査室がモニタリングし、改善を進めております。

(2) コンプライアンス

当社は、当社及び子会社の使用人に対し、その階層に応じて必要なコンプライアンスについて、社内研修での教育及び会議体での説明を行い、法令及び定款を遵守するための取り組みを継続的に行っております。

また、当社はコンプライアンス規程により相談・通報体制を設けており、コンプライアンスの実効性向上に努めております。

(3) リスク管理体制

リスク管理委員会において、各部門及び子会社から報告されたリスクのレビューを実施して全社的な情報共有に努めたほか、当該リスクの管理状況について取締役会に報告いたしました。

(4) 内部監査

内部監査室が作成した内部監査計画に基づき、当社及び子会社の内部監査を実施いたしました。

(注) 事業報告中の記載金額は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

連結貸借対照表

(2025年3月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	6,394,200	流 動 負 債	7,494,433
現 金 及 び 預 金	2,931,008	支払手形及び営業未払金	1,434,339
受取手形及び営業未収入金	1,702,993	短 期 借 入 金	1,837,932
営 業 貸 付 金	28,120	1年内返済予定の長期借入金	1,959,367
商 品	1,356,895	リ ー ス 債 務	153,028
仕 掛 金	102,905	未 払 法 人 税 等	316,841
貯 蔵 品	20,870	未 払 消 費 税 等	189,057
そ の 他	300,691	賞 与 引 当 金	127,826
貸 倒 引 当 金	△ 49,285	役 員 賞 与 引 当 金	23,000
固 定 資 産	12,442,471	そ の 他	1,453,039
有 形 固 定 資 産	10,298,535	固 定 負 債	5,218,263
建 物 及 び 構 築 物	2,653,101	長 期 借 入 金	4,212,202
機 械 装 置 及 び 運 搬 具	1,555,414	リ ー ス 債 務	406,733
土 地	5,846,264	役 員 退 職 慰 労 引 当 金	277,083
建 設 仮 勘 定	74,911	退 職 給 付 に 係 る 負 債	225,284
そ の 他	168,843	長 期 未 払 金	10,847
無 形 固 定 資 産	63,424	資 産 除 去 債 務	50,548
借 地 権	13,978	そ の 他	35,563
ソ フ ト ウ ェ ア	39,916		
電 話 加 入 権	8,986	負 債 合 計	12,712,696
施 設 利 用 権	543	純 資 産 の 部	
投 資 そ の 他 の 資 産	2,080,511	株 主 資 本	5,811,610
投 資 有 価 証 券	389,946	資 本 金	1,262,736
長 期 貸 付 金	996,323	資 本 剰 余 金	1,136,978
繰 延 税 金 資 産	279,144	利 益 剰 余 金	3,910,749
そ の 他	942,156	自 己 株 式	△ 498,854
貸 倒 引 当 金	△ 527,059	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額	75,731
		そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	81,913
		為 替 換 算 調 整 勘 定	△ 3,484
		退 職 給 付 に 係 る 調 整 累 計 額	△ 2,697
		新 株 予 約 権	17,707
		非 支 配 株 主 持 分	218,925
		純 資 産 合 計	6,123,975
資 産 合 計	18,836,671	負債及び純資産合計	18,836,671

連結損益計算書

(2024年 4 月 1 日から
2025年 3 月31日まで)

(単位：千円)

科 目				金 額	
営業 営業 販売 営業	営業 費 業 業	業 業 業 業	業 業 業 業		18,824,835
					15,240,936
					3,583,898
営業 営業 営業 営業	業 業 業 業	業 業 業 業	業 業 業 業		2,770,280
					813,618
営業 営業 営業 営業	業 業 業 業	業 業 業 業	業 業 業 業	11,889	
				16,775	
				2,970	
営業 営業 営業 営業	業 業 業 業	業 業 業 業	業 業 業 業	15,670	
				112,685	
				47,806	207,797
営業 営業 営業 営業	業 業 業 業	業 業 業 業	業 業 業 業	68,729	
				699	
				354	
営業 営業 営業 営業	業 業 業 業	業 業 業 業	業 業 業 業	16,325	86,107
営業 営業 営業 営業	業 業 業 業	業 業 業 業	業 業 業 業		935,308
営業 営業 営業 営業	業 業 業 業	業 業 業 業	業 業 業 業	11,826	
				15,272	
				0	27,098
営業 営業 営業 営業	業 業 業 業	業 業 業 業	業 業 業 業	9,689	
				172,775	182,464
営業 営業 営業 営業	業 業 業 業	業 業 業 業	業 業 業 業		779,942
営業 営業 営業 営業	業 業 業 業	業 業 業 業	業 業 業 業	383,197	
				△67,852	315,344
営業 営業 営業 営業	業 業 業 業	業 業 業 業	業 業 業 業		464,597
					41,809
					506,407

貸借対照表

(2025年3月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部			負 債 の 部		
科 目	金 額		科 目	金 額	
流動資産	3,150,468		流動負債	4,674,357	
現金及び預金	1,405,768		支払手形	64,312	
受取手形	10,244		営業未払金	459,050	
営業未収金	1,308,838		電子記録債権	185,071	
電子記録債権	185,282		短期借入金	1,325,000	
貯蔵品	19,048		1年内返済予定の長期借入金	1,804,875	
貸付金	9,593		リース負債	136,820	
関係会社短期貸付金	85,337		未払金	23,902	
前払費用	56,451		未払法人税等	245,798	
倒引当金	102,653		未払消費税等	204,340	
固定資産	△ 32,751		未払受取金	91,739	
有形固定資産	10,837,102		前払金	36,344	
建物	6,671,974		預賞与引当金	14,102	
構築物	1,591,449		固定負債	83,000	
機械及び装置	102,230		長期借入金	4,716,268	
車両運搬具	23,113		リース負債	3,858,343	
工具器具備品	11,018		資産除去債	381,167	
土地	94,501		退職給付引当金	14,400	
一戸建て資産	4,392,841		役員退職慰労引当金	202,934	
無形固定資産	456,820		役員退職慰労引当金	230,113	
借入地権	58,059		預り保の証	28,202	
リース資産	13,978			1,107	
リース資産	16,469		負債合計	9,390,625	
リース資産	20,497		純資産の部		
電話加入権	7,114		株主資本	4,498,599	
投資その他の資産	4,107,068		資本	1,262,736	
投資関係株式	384,762		資本剰余金	1,193,554	
出資会社	80,455		資本準備金	1,178,496	
出資積立	4,060		その他の資本剰余金	15,058	
長期貸付金	19,009		利益剰余金	2,541,162	
関係会社長期貸付金	256,739		利益準備金	79,478	
従業員長期貸付金	3,567,089		その他の利益剰余金	2,461,684	
破産更生債権等	5,607		別途積立金	1,000,000	
長期前払費用	14,051		繰越利益剰余金	1,461,684	
差入保証金	2,654		自己株式	△ 498,854	
繰延税金資産	404,939		評価・換算差額等	80,639	
倒引当金	155,799		その他有価証券評価差額金	80,639	
	260,213		新株予約権	17,707	
	△ 1,048,312		純資産合計	4,596,946	
資産合計	13,987,571		負債及び純資産合計	13,987,571	

(2024年 4 月 1 日から)
(2025年 3 月31日まで)

(単位：千円)

科 目					金 額	
営業収益						8,659,721
営業費用						7,697,952
販売費及び一般管理費						961,769
営業外収益						537,440
受取利息						424,328
受取配当金						29,540
受取証券売却益						16,566
投資有価証券の売却益						15,670
車両の売却益						112,685
その他営業外収益						6,779
営業外費用						21,929
支払利息						58,501
車両のリース料						6,279
その他営業外費用						13,656
特別利益						78,437
固定資産売却益						549,062
倒産引当金の戻入						4,402
特別損失						74,540
固定資産除売却損						5,804
関係会社株式繰上損						194,559
引当金繰上損						26,662
引当金の繰上						227,026
法人税、住民税及び事業税						400,979
法人税、住民税及び事業税額						221,723
当期純利益						△28,919
当期純利益						208,175

独立監査人の監査報告書

2025年5月23日

センコン物流株式会社
取締役会 御中

R S M 清和監査法人
東京事務所

指 定 社 員 業務執行社員	公認会計士 戸 谷 英 之
指 定 社 員 業務執行社員	公認会計士 武 本 拓 也

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、センコン物流株式会社の2024年4月1日から2025年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、センコン物流株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

独立監査人の監査報告書

2025年5月23日

センコン物流株式会社
取締役会 御中

R S M 清 和 監 査 法 人
東京事務所

指 定 社 員 業務執行社員	公認会計士 戸 谷 英 之
指 定 社 員 業務執行社員	公認会計士 武 本 拓 也

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、センコン物流株式会社の2024年4月1日から2025年3月31日までの第66期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2024年4月1日から2025年3月31日までの第66期事業年度における取締役の職務の執行を監査いたしました。その方法及び結果について以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施いたしました。

- ①監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ②会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実
は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当
該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行について
も、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 R S M清和監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人 R S M清和監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2025年5月26日

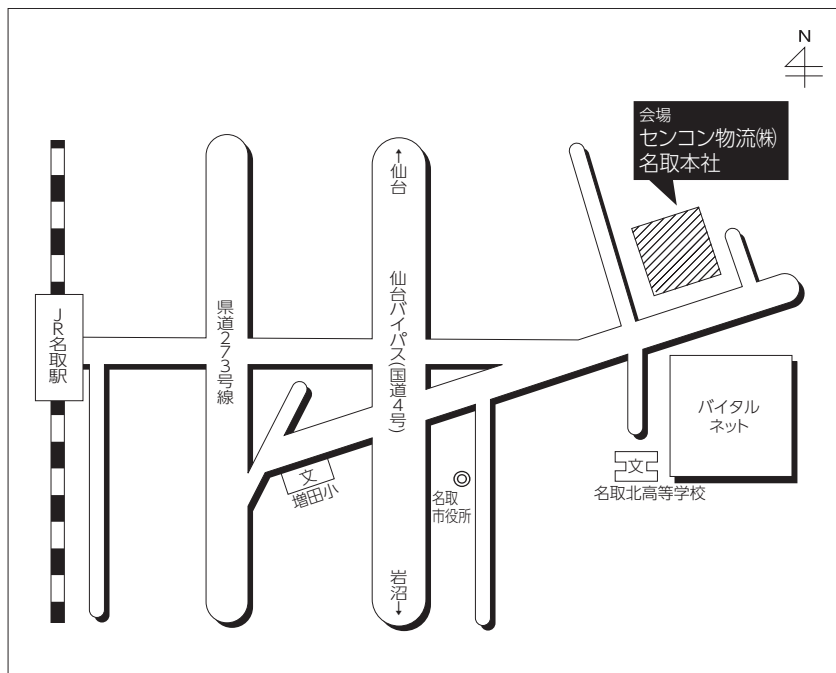
センコン物流株式会社 監査等委員会

監査等委員	小	柏	薫	㊞
監査等委員	佐	藤	裕一	㊞
監査等委員	川	田	増三	㊞

(注) 監査等委員小柏 薫、佐藤裕一及び川田増三は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以 上

〈会場ご案内図〉



◎交通…JR東北本線 名取駅から徒歩15分

会 場 宮城県名取市下余田字中荷672番地の1
 センコン物流株式会社 名取本社会議室
 電話 (022) 382-6127 (代表)



地球環境に配慮した植物油インキ
 を使用しています